

ハッ場ダム住民訴訟通信 - 16

06.03.06 発行

第 6 回ハッ場ダム裁判。過大な治水計画が露呈。谷萩弁護士迫真の陳述

2月28日(火)午前11時30分、第6回ハッ場ダム裁判が水戸地裁で開かれました。春を押し戻すような寒風の中40人もの傍聴者が詰め掛け、この問題を闇の彼方へ押し隠そうとする県に対し、断じて許さぬ意思を見せ付けました。

冒頭、濱田篤信さんが立ち原告意見陳述を行いました。濱田さんは霞ヶ浦の水質汚染に取り組む専門家の立場から、ハッ場ダムによる流量の減少が利根川の汚染を招き、シラスやチョウセンハマグリ、ヤマトシジミなどの漁業に、深刻な被害を及ぼす可能性を県は検証した上でハッ場ダム建設に同意したのか。と従来問われなかった角度から不誠実な県の姿勢を問いました。

ハッ場ダムは治水上全く必要ないことを国土交通省自身が認めている。谷萩陳述で明白に。

カスリーン台風が再来してもハッ場ダムの治水効果はゼロ。

これは国交省自身が再三認めていることで、それにもかかわらずハッ場ダム必要キャンペーンに「カスリーン台風が来たら大洪水。だからハッ場ダムが必要」と国民をだましてきた。

きわめて過大な洪水流量を想定した利根川治水計画は現実性がなく、破綻している。

1950年以降毎秒10000tをこえる洪水はゼロにも拘らず、推測値でしかないカスリーン台風を基準に基本高水を22000tと過大に設定。この数字に国交省自身が矛盾に陥っている。たとえば22000tの内6000tはダムによるカットと計画しているが、ハッ場ダムが出来ても1600tしかカットできない。残りの4400tには20基ほどのダムを必要とするが計画すら無い。その上利根川荒川水系では最近10年間に14ものダムが中止されている。想像を絶する杜撰な計画だ。利根川は河道整備を計画通りに実施すれば200年に1回の洪水への対応が可能。

全国の山が禿山だった昭和20年代前半に比べ植林が進んだ現在、200年に一度というカスリーン台風が再来しても16000tを超える洪水は有り得ない。現在の河道整備計画16000tを実施すれば十分に対応できる。谷萩弁護士はパワーポイントを使って傍聴席にも判りやすく解明しました。

次回、第7回裁判は5月9日(火)午後1時30分開廷。傍聴席でお会いしましょう。

住民の意思を反映させる「利根川流域委員会」の設置を嶋津暉之さんが呼びかけ。

国交省はハッ場ダム建設を正当化するため、2月半ばに利根川水系河川整備基本方針を急遽策定。次にハッ場ダムの建設を明記する利根川水系河川整備計画を企てています。河川整備計画は流域住民の意見を取り入れるよう決められています。ところがそうした場を住民側が作らないと国交省の思い通りに決められてしまいます。水問題、環境問題に取り組む団体・グループの参加をお願いします。ご参加は：嶋津暉之 tel/fax048-958-2309 mail:tshimazu@sa2.so-net.ne.jp または事務局までお申し出ください。

いらぬダムをなぜ造る「ハッ場ダムを考える集い」-2

日時：3月18日(土)午後1時30分~4時 場所：取手市戸頭団地集会所

講演：嶋津暉之さん・・・ハッ場問題の基本と最近の状況まで。ハッ場ダムの全てをたっぷり。会場参加で「みどりのダム」の藤原信さんのご発言もご期待ください。裁判報告もあります。

新年度会費が未納の方がいらっしゃいます。同封の郵便振込用紙でお願いします。

[e-mail でも配信可能の方はgaryoan@tiara.ocn.ne.jp](mailto:garyoan@tiara.ocn.ne.jp)へご連絡ください。

ハッ場ダムをストップさせる茨城の会事務局 神原禮二 〒302-0023 取手市白山1-8-5
TEL/FAX：取手 0297-72-7506 長野原 0279-84-7010 郵便振替 00160-8-556816